



2022年2月14日

各 位

会社名 株式会社Aiming

代表者名 代表取締役社長 椎 葉 忠 志

(コード番号:3911 東証マザーズ)

問合せ先 取締役 経営管理部

ディビジョンディレクター 田村 紀貴

(E-mail.ir@aiming-inc.com)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年3月30日開催予定の第11期定時株主総会に、以下のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

2019年の会社法改正により、株主総会参考書類等の電子提供措置が認められたため、電子提供措置に係る改正会社法の施行日以降、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第14条 当会社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削除)

現行定款	変更案
(新設)	(電子提供措置等) 第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株 主総会参考書類等の内容である情報 について、電子提供措置をとるものと する。 2. 当会社は、電子提供措置をとる事項の うち法務省令で定めているものの全 部または一部について、議決権の基準 日までに書面交付請求した株主に対 して交付する書面に記載しないこと ができる。
(新設)	(附則) 1.変更前定款第14条(株主総会参考書類等 のインターネット開示とみなし提供)の 削除および変更後定款第14条(電子提供 措置等)の新設は、2022年9月1日から 効力を生ずるものとする。 2.前項の規定にかかわらず、2023年2月末 日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。 3.本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 : 2022 年3月30日

定款変更の効力発生日 : 2022 年 3 月 30 日